


2019年3月13日

株主および債権者のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

 株式会社 京都銀行

取締役頭取 土井伸宏

合併公告

当行（甲）は、2019年2月28日開催の取締役会において、同年7月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、京銀ビジネスサービス株式会社（乙、所在地：京都市南区上鳥羽南塔ノ本町25番地）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、甲が乙の権利義務全部を継承して存続し、乙は解散することを決定いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、この合併は、会社法第796条第2項の規定に基づき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はありません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に対して反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にその旨をお申し出下さい。
3. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
 - (乙) 掲載紙 官報
 - 掲載の日付 平成30年7月18日
 - 掲載頁 49頁(号外第157号)

以上